

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

- 1 サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「TierN」から「TierN+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先をも含めテレワーク導入やBCP策定への協力・支援も進めます。

- ・ オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- ・ サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- ・ グリーン化の取り組みとして、森林がより多くの炭素を吸収できるように、森林整備への支援及び未利用材等の活用を積極的に進める。

- 2 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。尚、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

- ① 価格決定方法

不合理な原価軽減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請業者から協議の申し入れがあった際には協議に応じ、労務費等上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう十分協議します。取引対価の決定を含め契約の際には、親事業者は条件の書面等による明示・交付を行います。

- ② 手形などの支払条件

下請代金・資材購入代金は原則現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や突然な仕様変更は行いません。災害時には、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、又、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続に配慮いたします。

3 その他（任意記載）

- ・事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で「50/50（フィフティ・フィフティ）」となるよう分かち合います。
- ・「取引先満足度調査」を毎年度実施して、取引先との長期的な信頼関係の構築や調査結果を踏まえ取引改善に繋がります。
- ・約束手形を使用しておりません。全額現金払いです。

2022年3月7日

株式会社 エスエス

代表取締役 坂本 守正